

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成26年
5月23日
(金曜日)

目次

告示
 特定計量器の定期検査の実施(計量検定所)……………一
 農用地利用配分計画の認可(農業振興課)……………三
 公告
 契約の締結(税務課)……………三
 基本測量の実施(監理課)……………三
 大島都市計画下水道の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………四
 選管告示
 不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正(二件)……………四
 公安委告示
 警備員指導教育責任者講習の実施……………四
 公安委公告
 一般競争入札の実施……………五

山口県告示第百七十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政



一 区域 美祢市
 二 検査の期日、場所等
 期 日 時 間 場 所

平成二六、七、七
 午前〇時から午前一時
 美祢市豊田前公民館

午前一時三〇分から正午
 美祢市西厚保町本郷六九一
 山口美祢農業協同組合西厚保支

午後一時三〇分から午後三時
 美祢市西厚保町本郷六九一
 山口美祢農業協同組合西厚保支

午前九時三〇分から午前一時
 真長田定住センター

午前一時三〇分から午前一時
 美祢市美東センター

午後一時から午後三時まで
 美祢市民会館

午前〇時から午前一時
 美祢市秋吉公民館

午前一時三〇分から正午
 美祢市於福公民館

午後一時三〇分から午後三時
 美祢市嘉万公民館

平成二十六年七月十日から同年九月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
 平成二十六年九月一日から同月十二日まで

四 指定定期検査機関の名称
 一般社団法人山口県計量協会

一 区域 長門市
 二 検査の期日、場所等
 期 日 時 間 場 所

平成二六、七、一四
 午前一時から正午まで
 長門市宇津賀集落センター

午後一時三〇分から午後三時三〇分まで
 長門市油谷川尻六三一
 山口県漁業協同組合川尻支店

午後三時から午後四時三〇分まで
 長門市油谷向津具下三四五一の
 山口県漁業協同組合久津支店

- ” 一九 午前一〇時から午前一〇時 宇部市吉部ふれあいセンター
三〇分まで
- ” ” 午前一時から正午まで 宇部市万倉ふれあいセンター
- ” ” 午後一時三〇分から午後三時 宇部市北部総合支所
時まで
- ” ” 二四 午前一〇時から正午まで及 宇部市勤労青少年会館
〇分まで 午後一時から午後三時三〇分まで

平成二十六年九月二十五日から同年十一月二十八日までは、山口県計量検定所において実施する。

- 三 所在場所における定期検査の期間
平成二十六年十月一日から同年十二月十九日まで
- 四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第七十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成二十六年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	住 所	賃借権の設定等を受ける土地	面積 (平方メートル)
農事組合法人八南の郷	宇部市大字車地七〇三	宇部市大字瓜生野字流田五六四ほか一二二筆	一四三、六四七
村本 佳寿	山口市阿東徳佐上一四九八の四	山口市阿東徳佐下字上田一四八の一ほか二筆	六、〇二八
農事組合法人切畑ファーム	防府市大字切畑一〇六二の六	防府市大字切畑字古若宮六五の三ほか一一一筆	二六四、一一七
農事組合法人下津領	二 ” 大字台道五六四	下六四の二ほか三六筆	一一四、二八〇

二 認可年月日
平成二十六年五月十九日



(二七五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十六年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総務部税務課 山口市滝町一番一号
 - 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
税務システム用機器の更新に伴う環境構築及び移行業務 一式
 - 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成二十六年四月二十八日
 - 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立システムズ 東京都品川区大崎一丁目二番一号
 - 六 契約金額
四千八十二万四千円
 - 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当するため
 - 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二七六) 基本測量の実施
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。
平成二十六年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

基本測量（国土広域情報修正測量）

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十六年六月一日から平成二十七年三月三十一日まで

(一七七) 大島都市計画下水道の決定に係る図書の写しの縦覧

周防大島町から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による大島都市計画下水道の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十六年五月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

大島都市計画下水道周防大島町公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



山口県選挙管理委員会告示第六十七号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成七年山口県選挙管理委員会告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

「周南市大字鹿野上二七五五」を「周南市大字鹿野上二七五五の一」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会

告示第八十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十三日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

「山陽小野田市大字有帆六六二の一」を「山陽小野田市大字有帆六六二の八」に改める。



山口県公安委員会告示第二十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十六年五月二十三日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習（法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。）

平成二十六年七月九日（水曜日）から同月十五日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十六日（水曜日）の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習（講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。）

平成二十六年七月十四日（月曜日）及び同月十五日（火曜日）の午前九時から午後五時三十分まで並びに同月十六日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第一号に規定する業務（以下「第一号警備業務」という。）

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（第一号警備業務に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のアからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間

平成二十六年六月二日（月曜日）から同月六日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第一号によること。）

(二) 二(一)のアに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書（以下「第一号警備業務従事証明書」という。）

二(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し（新規取得講習を受講しようとする者を除く。）

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活環境課（電話〇八三一九三三〇一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十六年五月二十三日

山口県知事

村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

遺失物管理システム 一式

- (一) 物品等の特質等
- (二) 入札説明書及び仕様書による。
- (三) 使用期間
平成二十六年十二月一日から平成三十一年十一月三十日までの間
- (四) 使用場所
山口県警察本部警務部情報管理課
- 二 入札参加資格
- (一) 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。
- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十五年山口県告示第二百六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十六年山口県告示第六十号)に基づき資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- (四) 平成二十六年五月二十三日から同年七月二日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県警察本部警務部会計課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 提出場所
山口県警察本部警務部会計課
- (三) 受領期限
平成二十六年七月一日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十六年七月二日午後二時)
- 六 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一
- (二) 日時
平成二十六年七月二日午後二時
- 七 入札保証金
免除する。
- 八 無効入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法
山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 十 その他
- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、平成二十六年六月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県警察本部警務部会計課(電話〇八三一九三三―〇一一

○) 山口県警察本部

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: 1 set of lost article administration
- (3) Term of use: From December 1, 2014 to November 30, 2019
- (4) Place of use: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (TEL: 083-933-0110)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 1, 2014 (If brought directly to the Finance Division: 2:00 P.M. July 2, 2014)

平成
二十六年
五月
二十三日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁